

九十九里町物価高騰対応重点支援給付金 こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

- 物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算（こども加算）を支給します。

対象世帯・基準日（令和5年12月1日）時点で九十九里町に住民登録があること

- ・令和5年度住民税が「均等割非課税」または「均等割のみ課税」である世帯

ただし、「世帯全員が住民税が課されている他の親族等から扶養されている世帯」は対象外です。

加算対象となる児童の範囲：18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童

※基準日（令和5年12月1日）以降に生まれた新生児も対象となります。（申請が必要）

※対象世帯とは別世帯だが扶養している児童も対象となります。（申請が必要）

給付金の支給額

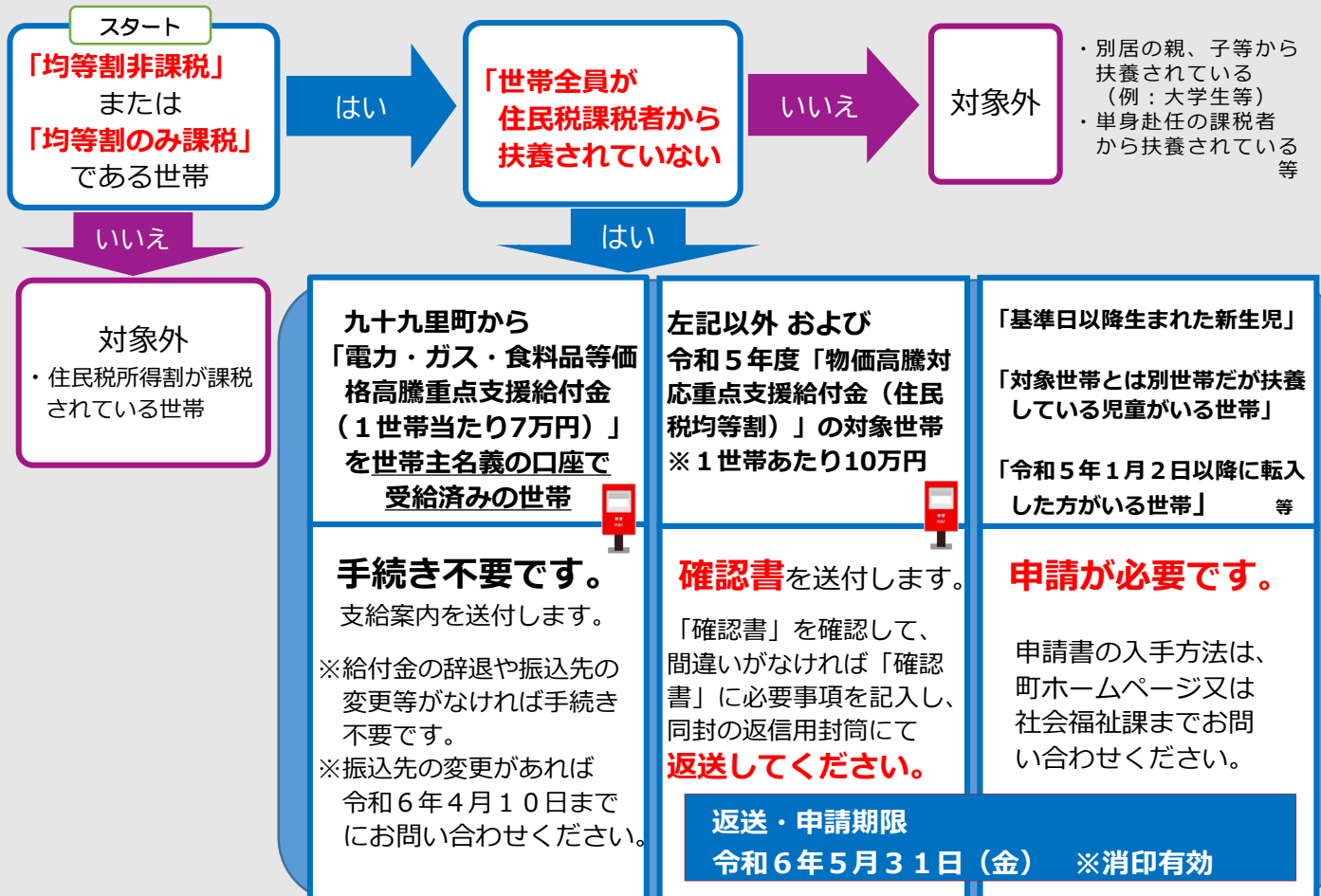
児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

九十九里町が確認書を受理した日から
概ね1カ月後 ※申請書の場合は審査に時間がかかります。

支給対象と申請等の有無

支給対象となる世帯フローチャート



お問い合わせ

【担当窓口】 九十九里町社会福祉課社会福祉係
【受付時間】 8：30～17：15（平日）

0475-70-3162